

# 営業の状況 [時価情報]

## 満期保有目的の債券で時価のあるもの

単位:百万円

種 類	平成19年9月期			平成20年9月期		
	中間貸借対照表計上額	時価	差額	中間貸借対照表計上額	時価	差額
国 債	1,000	968	△ 31	1,000	931	△ 68
地 方 債	1,758	1,726	△ 32	1,637	1,621	△ 15
社 債	1,300	1,293	△ 6	1,000	991	△ 8
そ の 他	3,500	3,398	△ 101	3,000	2,889	△ 110
合 計	7,558	7,386	△ 172	6,637	6,433	△ 203

(注) 時価は、中間会計期間末日における市場価格等に基づいております。

## その他有価証券で時価のあるもの

単位:百万円

種 類	平成19年9月期			平成20年9月期		
	取得原価	中間貸借対照表計上額	評価差額	取得原価	中間貸借対照表計上額	評価差額
株 式	10,291	10,196	△ 95	9,117	6,679	△ 2,438
債 券	94,956	93,379	△ 1,577	96,038	93,842	△ 2,195
国 債	45,555	44,223	△ 1,331	39,543	37,615	△ 1,927
地 方 債	1,367	1,347	△ 20	802	792	△ 10
社 債	48,033	47,808	△ 224	55,692	55,434	△ 258
そ の 他	14,001	13,568	△ 433	27,538	24,900	△ 2,638
合 計	119,250	117,144	△ 2,106	132,694	125,422	△ 7,272

(注) 1. 中間貸借対照表計上額は、中間会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。  
 2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表額とするとともに、評価差額を当中間会計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。  
 当中間会計期間における減損処理額は416百万円(うち、株式416百万円)であります。  
 また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について中間会計期間末日における時価が取得原価に比較して50%以上下落している場合、及び30%以上50%未満の下落率の場合で過去の一定期間における時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められない場合であります。

## 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額

単位:百万円

種 類	平成19年9月期	平成20年9月期
満期保有目的の債券 社 債	965	855
子会社・子法人等株式 子会社・子法人等株式	3	3
そ の 他 有 価 証 券 非 上 場 株 式 等	846	839

## 売買目的有価証券

単位:百万円

種 類	平成19年9月期		平成20年9月期	
	中間貸借対照表計上額	当中間会計期間の損益に含まれた評価差額	中間貸借対照表計上額	当中間会計期間の損益に含まれた評価差額
売 買 目 的 有 価 証 券	133	0	—	—

### 当中間会計期間中に売却した満期保有目的の債券

該当ありません。

### 金銭の信託関係

該当ありません。

### 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。